

新型コロナウイルスワクチンに係る接種体制の確保について

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種について、国から予防接種の実施主体である市町村に準備作業を進めるよう通知がありました。この体制確保に係る次の予算措置について、急を要するため、本日、専決処分を行いました。

ワクチンの接種につきましては、国や県と連携しながら迅速に対応できるよう万全を期してまいります。

1 専決処分内容

補正予算規模 131,400 千円

【歳入の概要】

- ・令和2年度新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金
(国 10/10)

【歳出の概要】

- ・システム改修費
市が実施する予防接種や健診の履歴等を管理する健康情報システムに、新型コロナウイルスワクチンの接種記録等の機能を追加する。
- ・接種券作成・封入封緘業務
新型コロナウイルスワクチン接種券の作成や接種券を送付するための封入封緘業務を行う。
- ・コールセンター・予約システム構築運営業務
接種券を送付したのち、新型コロナウイルスワクチン接種について質問と予約を受け付けるコールセンターを設置する。
- ・冷凍庫購入費等
国が確保している新型コロナウイルスワクチン保管用の冷凍庫や集団接種会場の設営に必要な物品を購入する。

※なお、国の3号補正予算に伴う新型コロナウイルスワクチンの接種費用等については、3月定例会に補正予算案として別途提出する予定です。